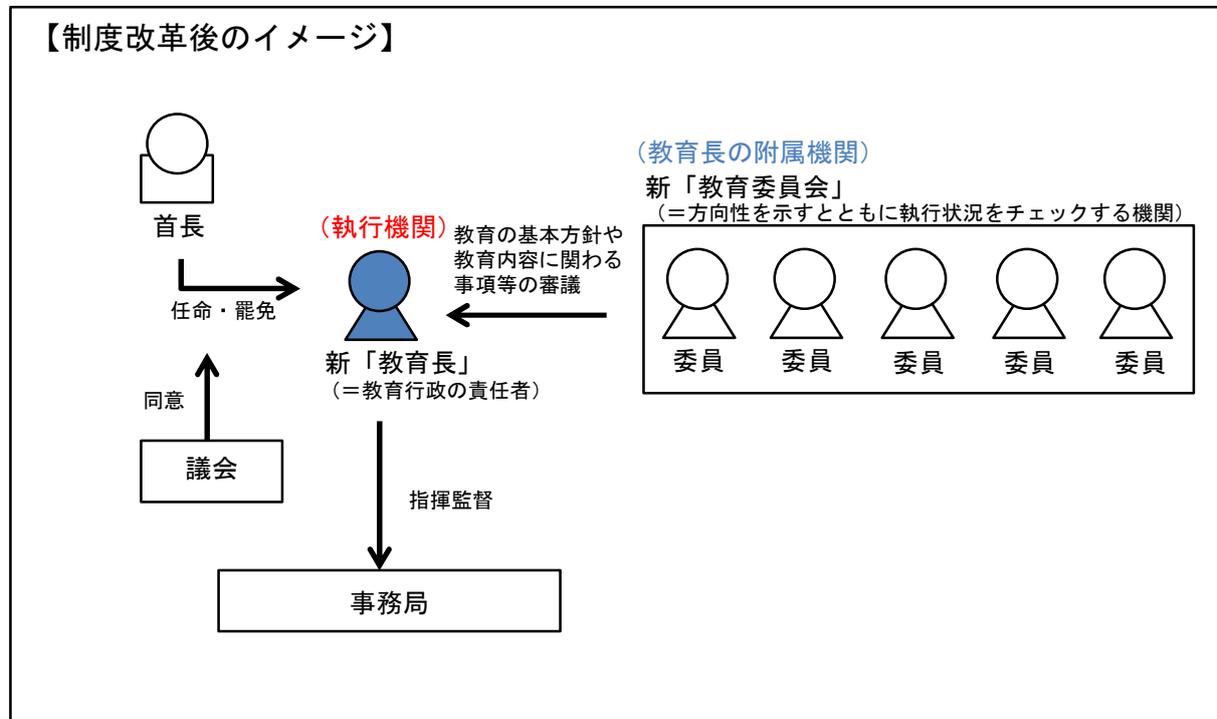


教育委員会制度の改革に関する論点メモに基づくパターン④

教育委員会＝教育長の附属機関　教育長＝独任制執行機関



<教育委員会>

- 教育委員会は、教育長の附属機関
- 教育委員会は、教育長からの諮問を受けて答申を行うとともに、自ら教育長に対し、建議、勧告等を行う(一定の事項について同意権を持つものとすることができるか)
- 教育委員会は、教育長の事務執行をチェックする

<教育長>

- 教育長は、執行機関